

令和元年度医療機関ネットワーク事業参画病院長会議 議事要旨

1. 日時：令和元年 11 月 18 日（月）14：00～16：00

2. 場所：中央合同庁舎 4 号館 共用第 1 特別会議室

3. 出席者

<参画病院>

医療法人溪仁会手稻溪仁会病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、日本赤十字社大森赤十字病院、順天堂大学医学部附属練馬病院、独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院、国立大学法人富山大学附属病院、社会医療法人財団慈泉会相澤病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、社会医療法人協和会加納総合病院、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター、鳥取県立中央病院、県立広島病院、国立大学法人佐賀大学医学部附属病院

<講演者>

国立大学法人富山大学附属病院 小児科 講師 種市尋宙

<消費者庁>

長官 伊藤明子、審議官 高島竜祐、消費者安全課課長 鮎澤良史、消費者安全課課長補佐 落合英紀、消費者安全課政策企画専門官 尾崎裕子、消費者安全課課長補佐 武市尚子

<独立行政法人国民生活センター>

理事長 松本恒雄、理事 宗林さおり、商品テスト部長 浦川有希

4. 議事次第：主な議事

- (1) 医療機関からの取組御紹介
- (2) 医療機関ネットワーク事業の報告及び取組について
- (3) 医療機関ネットワーク事業についての意見交換

5. 議事概要：

(1) 宗林理事挨拶

(2) 講演「消費者事故防止のために医療機関ができること」 種市尋宙 氏

- ・事故予防には、3つの **E**、**Enforcement**（法規制）、**Education**（教育）、**Engineering**（製品・環境デザイン）があるが、事故予防に関しては、**Engineering**（製品・環境デザイン）を改善していく方向で、小児科医として取り組んでおり、社会も変えていこうという流れになっている。
- ・以前は、保護者に対し事故防止のため目を離さないといった指導がなされていたが、現実的には難しい。最近では、例えば、ベランダに踏み台になるようなものは置かないなど環境を変えていく方向にある。
- ・事件事例を見てみると、例えば、気道異物の発症は、ほとんどが2歳までに起こっている。注意喚起や一般の方に指導は行っているが、なかなか保護者等への浸透していない状況。一つの案として、企業に表示の働きかけを試みたが、難しいという経験がある。
- ・事故防止に関する当院の取組としては、虐待対応と事故予防の2つをミッションとした「児童安全保護委員会」を設立した。事故予防では、この事業が大きな割合を占めており、虐待

に関しては、「Child Protection Team(CPT)」として、さまざまな部門と情報共有し、対策を検討している。

- これまでの医療機関ネットワーク事業への報告事例 2 件（子どものギンナン中毒、積み木の事故）を紹介。
- 基本姿勢として、子どもだから仕方ない、便利なものを規制すると不便だという発想が、事故予防の大きな障壁となる。子どもだけでなく、高齢者、障がい者に対しても同様に、事故予防のことを考えていく必要があると思う。

(3) 医療機関ネットワーク事業の報告及び取組について

〔事業報告〕

- 医療機関ネットワーク事業で得られた情報を基に行った報道発表は、平成 30 年度で 4 件、令和元年度上半期 4 件。
- そのほかに、消費者庁からは毎週木曜日に配信している「子ども安全メール」及び Twitter、国民生活センターでは、「くらしの危険」「見守り新鮮情報」「子どもサポート情報」等、本事業の情報を活用している。Twitter のフォロワー数は、順調に増加している。
- 子どもの事故防止については、平成 30 年度同様、令和元年度も「子どもの事故防止週間」で、子ども・保護者向けのイベントや注意喚起を行い、本事業での情報も紹介。地方公共団体や関係機関に周知を行った。また、「子どもを事故から守る！！事故防止ハンドブック」をウェブサイト上に掲載。
- 本事業についての広報活動として、消費者及び医療関係者への認知度を高めるために、一般向けの公開講座や病院関係者の学会を通じて啓発活動を行った。
- 各参画機関の入力した事故情報を集計できるツールを作成。

〔最近の取組〕

- 国民生活センターにおいても、ウェブサイト上で、医療機関ネットワーク事業の紹介ページを作成し、過去 3 年分の事例を掲載。
- 令和元年度から、国民生活センターと Amazon は情報発信の協力について合意した。危害・危険に関する注意喚起情報は、Amazon の商品ページに掲載され、当該関連商品等を購入した消費者には「Amazon あんしんメール」を配信。

〔今後の課題・来期について〕

- 事業への情報提供に関する患者の同意取得については、病院の負担が大きい。現在、同意取得の文書フォーマットの簡易化を検討中。
- 来年度から始まる第 5 期においても参画をお願いしたい。

(4) 医療機関ネットワーク事業についての意見交換

出席者から次のような要望・意見を受けて議論した。

〔情報収集について〕

- 最近、働き方改革で、医療従事者は非常に勤務時間が制限されており、本業をこなすのが精いっぱい、報告件数が若干減っており、難しい現場の状況をご理解いただきたい。
- 詳細情報を取得する際、対象が成人の場合、協力が得られにくく、負担に感じる。また、院内においてもこの事業の認知がされていないことが問題点と感じる。

- ・現場の調査員及び組織としてのモチベーションの維持が大きな課題。
- ・詳細情報を取得する傾向が高いものが事前にわかっているならば、初診の際に対応しやすいと感じる。詳細情報になりそうな事例の基準を示していただければありがたい。

〔データベースについて〕

- ・厚生労働省で、成育基本法が12月から施行され、チャイルド・デス・レビュー（子どもの死亡全例調査）が試験的に始まり、数年後には全国のデータが集まる。本事業のデータベースの価値が下がらないように考えていく必要があるのではないか。
- ・申請し審査で許可された研究者が、本事業のデータベースを利用できるようになれば、データベースとしても大変有効になるので、検討してほしい。
- ・報告件数が増加すると、送られたファイルを担当者が一つ一つ確認するのは困難である。将来的には、クラウド上に個人情報が入らない形で集約し、効率よく傾向を見るようなシステム構築が必要でないか。

〔収集した情報について〕

- ・病院で作成したメーリングリストの幼稚園や保育施設に、頂いた情報をメールしている。施設での掲示は、大きな情報伝達になる。全国の保育施設、幼稚園のメーリングリストを作成して発信してはどうか。同様に、高齢者の事故問題については老健施設。
- ・「しないように注意する」という注意喚起は難しく、限界がある。製品を作る側の責任も問うようなことも考えてほしい。
→製品に関しては、注意喚起だけでなく、過去には製品の改良もやっており、今後も関係省庁と連携していく。
- ・メールだけでなく、SNS等のツールを検討してはどうか。

〔同意取得について〕

- ・救急のカルテから該当事例を抜き出し、後日患者から同意の確認を行うが、非常に難しい。さらに同意書を郵送して返送される件数は、平成30年度は対象症例の20%弱である。
- ・予診の際に、患者から同意取得しているため、問題ではない。
- ・倫理委員会で、データ提供の際、連結不能性の担保が必要なため、それがわかる文書にしてほしい。複数の病院が同じ同意書を利用できればよい。
→同意書の件は、病院の規定等が異なるため、個別に対応することが望ましい。

〔他機関との連携について〕

- ・救急で運ばれてくる患者の場合、救急隊の情報は非常に有用で、救急や消防との情報交換や連携がもっと図れればよいのではないか。
- ・消費者庁のウェブサイトだけでは国民の接触率は少ないので、情報を国民に広く行き渡らせるために、プラットフォーム等との協力を検討してみてもどうか。
- ・消費者庁で公表した情報が一過性にならないように、これまで公表したものをメディアで頻繁に取り上げてもらえるよう働きかけをするとよいのではないか。
- ・医療機関だけでなく、医師会と連携してはどうか。
→国民生活センターでは、個別の医師から、直接情報を提供できる「ドクターメール箱」を開設している。頂いた情報を調査し、加工して情報提供を行っている。

- ・国民生活センターで公表した脚立の事例は、労働衛生、労働安全にも関わるため、作業環境や人間工学等も研究している労働安全衛生総合研究所と連携が取れば、より予防が図れるのではないか。
- ・病院のウェブサイト上に「子どもを事故から守る！！事故防止ハンドブック」のリンクを張るのは問題ないか。
→出典に消費者庁と記載していただければ可能。

(5) 伊藤長官挨拶

以上